

# 役員及び評議員等の報酬及び費用弁償等に関する規程

社会福祉法人明照会

## 役員及び評議員等の報酬及び費用弁償等に関する規程

### (目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人明照会（以下「法人」という。）の評議員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 執行役員とは、理事会決議により法人の機動的な意思決定を行うための執行役員会の構成員に選任された理事（理事長、常務理事、弁護士理事及び公認会計士理事）をいう。
- (3) 評議員等とは、評議員、理事及び監事並びに評議員選任・解任委員をいう。
- (4) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、日当及び旅費をいう。

### (報酬の支給)

第3条 評議員等の報酬等は、次の各号による区分に応じて定めるものとする。

- (1) 職員を兼務する理事には、職員給与規程に基づいた給与を支給し、本規程に基づく報酬等は支給しない。
- (2) 理事長、常務理事及び執行役員（理事長及び常務理事を除き、以下「理事長等」という。）の報酬は、勤務形態に応じて、別表1に定める金額の範囲内において支給する。
- (3) 監事の報酬は、別表2に定める金額の範囲内において支給する。
- (4) 理事長等及び監事を除く評議員等の報酬は、別表3に定める金額の範囲内において支給する。
- (5) 評議員等には、賞与及び退職手当は支給しない。

### (費用の弁償)

第4条 理事長等には、その勤務の実態に応じ、明照会給与規程に準じて通勤手当を支給することができる。

- 2 職員を兼務する理事には、職員給与規程に基づく通勤手当を支給し、前項の規定に基づく通勤手当は支給しない。
- 3 評議員等（職員を兼務する理事を除く。）が法人の用務のために出張した場合（理事会、評議員会又は監事監査へ出席した場合を含む。）は、明照会給与規程に準じて旅費を支給する。

### (報酬等の支給方法)

第5条 理事長等に対する報酬等の支給日は、職員給与規程第7条に準じた日とする。

- 2 理事長等を除く評議員等に対する報酬等の支給は、当該会議に出席の都度支給する。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときに

は、  
立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第6条 新たに理事長等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 理事長等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 本条第2項の規定にかかわらず、理事長等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第7条 前条の規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

(1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(報酬等の額)

第8条 社会福祉法(昭和26年法律第45号。以下「法」という。)第45条の16第4項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号。)第89条に規定する役員の報酬等の額は、各年度の総額が、理事にあつては15,000,000円を、監事にあつては1,000,000円を超えない範囲とする。

(公表)

第9条 法人は、この規程をもって、法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

附 則

この規程は平成14年1月1日に制定し、同日から施行適用する。

附 則

この規程は平成23年4月1日に改正し、同日から施行適用する。

附 則

この規程は平成29年3月24日に改正し、平成29年4月1日から施行適用する。

附 則

- 1 この規程は平成30年10月1日に遡って施行する。
- 2 当分の間、この規程で定める「理事長」は「一時理事代表」に、「理事」は「一時理事」に、「監事」は「一時監事」に、「理事会」は「一時役員会」に、各々読み替えるものとする。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は令和元年6月21日から施行する。
- 2 この規程により、平成30年10月1日施行の附則2は削除する。

附 則

この規程は、令和2年1月24日から施行する。

別表 1

区分	報酬月額（年額）	勤務形態
理事長	57万円（684万円）	週5日
常務理事	25万円（300万円）	週5日
執行役員	16万円（192万円）	月2日

（執行役員の欄中「月2日」には執行役員会、理事会又は評議員会への出席を含む。）

別表 2

区分	日額
理事会・評議員会・その他重要な会議等への出席	2万円
監事監査	5万円

別表 3

区分	日額
理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会への出席	2万円
上記の他、法人及び施設業務のために出勤	2万円